

議事の実扱い等について（案）

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会家庭用温水機器判断基準ワーキンググループの公開については、以下によるものとする。

1. 議事録については、原則としてワーキンググループ終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる資料は、非公開とする。
3. ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる回は、非公開とすることがある。個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについて、座長の判断によるものとする。